

沖縄県の最低賃金

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
(1)地域別 最低賃金 沖縄県最低賃金	時間額 820円	沖縄県内の全ての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	令和3年10月8日

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
(2) 特定(産業別)最低賃金 新聞業	時間額 853円	新聞業 ※日本標準産業分類G413に該当し、主として新聞の発行を行う労働者	令和3年11月12日
自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業 畜産食料品製造業 清涼飲料、酒類製造業	左記の最低賃金は、令和3年度は改正がありませんでした。 このため、 令和3年10月8日 からは、 沖縄県最低賃金820円が適用 されます。		

適用除外	ただし、次に掲げる者は(2)の特定(産業別)最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
-------------	--

- 最低賃金に算入されない賃金……①精皆動手当、 通動手当及び家族手当 ②臨時に支払われる賃金 ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ④時間外、休日労働割増賃金等
- 特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

最低賃金引上げ3つの支援策

生産性向上支援
業務改善助成金
雇用環境・均等室
☎ 098-868-4403



雇用の維持支援
雇用調整助成金
コールセンター
☎ 0120-60-3999



最低賃金枠の創設
事業再構築補助金
補助金事務局コールセンター
☎ 0570-012-088



働き方改革、生産性向上の取り組みを支援します。 無料でご相談に応じます。 まずは、ご相談を！
沖縄働き方改革推進支援センター(0120-420-780、0120-420-781)

●最低賃金に関するお問い合わせは、**沖縄労働局 賃金室**〈電話(098)868-3421〉 又は最寄りの**労働基準監督署**へ。

那覇労働基準監督署
電話(098)868-8033

沖縄労働基準監督署
電話(098)982-1263

名護労働基準監督署
電話(0980)52-2691

宮古労働基準監督署
電話(0980)72-2303

八重山労働基準監督署
電話(0980)82-2344